

うみまちこ こそだ し えんじょうれい 宇美町子ども・子育て支援条例



すべてのこどもは、^{みらい}「^{きぼう}未来への希望」であり、^{うみまち}宇美町の^{みらい}未来には^{たいせつ}かけがえのない大切な存在です。

^{ひと}まちの人たちみんなは、^{じぶん}こどもたちが^{だいじ}自分のことを^{そだ}大事にし、いきいきと^{そだ}育ててほしいと願っています。

そこで、^{うみまち}宇美町は、^{おとな}まわりの大人が^{きょうりよく}協力をして、^{おうえん}こどもたちを^{れいわ}応援するために令和2年3月に、「^{うみまちこ}宇美町子ども・^{こそだ}子育て^{しえんじょうれい}支援条例」という町の^{まち}決まりをつくりました。

^{いっしょ}みんなで^{じょうれい}一緒にこの^{かんが}条例について^{かんが}考えてみましょう!

^{じょうれい}この^{つぎ}条例には^{さだ}次のことが定められています。

「^{たいせつ}こどもが大切にすること」

^{じぶん}①自分のこと

^{かぞく}②^{ともだち}家族や友達のこと

^{あそ}③^{べんきょう}遊びや勉強をしながら、^{きょうりよく}みんなで協力していくこと

^{じぶん}④^{かんが}自分の考えをもって^{こうどう}行動すること



「3つのこどもの権利」

※権利とは、すべての人が生まれながらにして持っているとても大切なものです。

安心して生きる権利

- 命が守られること
- いじめや暴力から守られること
- 差別を受けないこと
- 愛情と理解をもって育てられること
- 病気になった時に病院に行けること
- 安心して心も体も健康に暮らすことができること

自分らしく生きる権利

- ありのままの自分を受け止めてもらえること
- 自分の考えをもつこと
- 自分にとってふさわしいやり方で学ぶこと
- 自分や家族のことで他の人に知られたくないときには、それが守られること
- こどもだからといって、思いやりのない対応を受けないこと

自己表現や社会に参加する権利

- 自分の考えを自由に言うことができ、それが大切にされること
- 仲間を作り、集まることができること
- いろんなことに参加して、意見を聞いてもらえること
- 参加するときは、助けてもらえること

「大人の役割」

ほごしゃ 保護者

こそだ だれよりも
子育てに誰よりも

ばん せきにん あいじょう
1番の責任と愛情をもって

たいせつ こそだ
大切にこどもを育てていきます。

ちいき ひと 地域の人

ちいき ひと
地域でいろんなことに参加できる

きかい
機会をつくり、ふれあいをおして

こそだ おうえん
子育てを応援します。

ほいくしょ ようちえん がっこう
保育所・幼稚園・学校など

こどもがいきいきと学び、

すくすくと育つことができる

ように応援します。



- ・こどもが元気で健康に育つようにしくみや方法について計画を作り、これらがきちんと進められているかを確認します。
- ・こどもに関わる大人がこどもを守る体制を作ります。
- ・こどもや子育てをしている人の悩みや問題について解決できるように支援します。
- ・安心して生活できるように安全な環境の整備に取り組みます。
- ・こどもの権利と大人の役割についてみんなに知らせていきます。
- ・町の施設を使って、こどもが遊べる場所を増やしていきます。
- ・大人が協力して、虐待やいじめをなくすようにします。

うみまちこ こそだ しえんじょうれい ぜんぶん
宇美町子ども・子育て支援条例の全文については、こちらから



かん まち とりくみ うみまち けいかく
こどもに関する町の取組を書いた『宇美町子ども計画』については、こちらから



～ 宇美町子ども家庭センターに相談してみませんか？ ～

「いじめ」「友達や家族のこと」で困ったとき、ひとりで悩んでいませんか？

そんなとき、『宇美町子ども家庭センター』に相談してください。

あなたの話をしっかりと聞いて、どうすればあなたが安心して

過ごせるか一緒に考えます。

そうだんほうほう

相談方法は3つあります。

①電話

かてい
子ども家庭センター

933-0777

げつ きんようび
月～金曜日

8:30～17:15

②メール

した けいたいでんわ
下の□を携帯電話
などで読みとって入力してね



③会って相談

かてい
子ども家庭センター

うみまちきふね
宇美町貴船2-28-1

げつ きんようび
月～金曜日

8:30～17:15

